

1 . 歴史的なたたずまいを継承した街並み

・まちづくり協議会の概要

(1) 目 的

昔ながらのまちなかには、町家など歴史的なたたずまいを有した街並みが存在。当該建築物の多くが更新や改修期を迎えているなか、調和のない建替えによるたたずまいの喪失や人口減などによる地域活力の低下が発生しており、この再生が重要な課題となっている。この際、耐震防火などの安全性や快適性等の確保と歴史的なたたずまいの維持継承を両立した建物の更新や通りの景観改善等を図るとともに、これを利活用し地域活性化を図る視点が必要である。

これらの取組について先進的に検討している地方公共団体と関係省庁からなる協議会を設置し、共通する課題の抽出とその解決を図ることにより、歴史的なたたずまいを継承した街並み・まちづくりの実現に向けた施策を総合的に推進することを目的とする。

(2) 活動内容

1) 以下の項目を中心とした共通の課題の抽出及びその解決に向けた必要な検討

- ・ 建築物等に関する規制の活用・見直し
- ・ 電線類の地中化等通りを中心とした景観整備・改善
- ・ 建築物や通り等ストックの活用による地域活性化方策 等

2) 前項に掲げる検討内容の普及・活用方策の検討等

(3) 協議会メンバー

内閣官房都市再生本部事務局、総務省、文化庁、経済産業省、国土交通省
函館市、会津若松市、佐原市、金沢市、古川町、犬山市、京都市、奈良市、萩市、内子町、
臼杵市

(4) 協議会等の経過

「全国都市再生のための緊急措置～稚内から石垣まで～」を都市再生本部決定（平成14年4月8日）

「全国都市再生のための緊急措置～稚内から石垣まで～」の検討方向のひとつとして、「歴史的なたたずまいを継承した街並み・まちづくり」を位置付け（平成14年10月4日都市再生本部）本報告を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、内閣官房が中心となって、同様の課題をもつ地方公共団体等からなる検討体制（協議会）を構築することとした。

第1回協議会（平成15年1月9日）

- ・地方公共団体における具体的な取組状況について（課題・要望等の抽出）

第2回協議会（平成15年3月25日）

- ・地方公共団体から提示された課題等に対する関係省庁の取組について

第3回協議会（平成15年5月22日）

- ・専門家派遣、NPO活動支援について
- ・協議会報告取りまとめ（素案）について

「全国都市再生のための緊急措置～稚内から石垣まで～」において、共通の制度的課題を具体的に解決し、制度の再構築として協議会の概要を報告（平成15年6月26日都市再生本部）（別紙）

平成15年6月26日都市再生本部報告(抜粋)

(1) 事業化に向けた計画策定、モデル的実地検証、事業の集中的実施等(略)

(2) 共通の制度的課題を具体的に解決し、制度を再構築

1. 歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくり

伝統的建造物群保存地区制度の活用

地方公共団体が決定する伝統的建造物群保存地区について、国の重要伝統的建造物群保存地区としての選定を前提とせず、より広域的に決定できるよう運用を弾力化予定
建築物規制の緩和措置について、改築のみならず街並みの保存に資する新築についても対象となることを明確化

街並み保存のための建築基準法の規制の見直し

前面道路が4m未満の場合、地方公共団体が、地域の状況に応じ、建築物の建築にあたっての条件(例えば、用途、防火性能等)を付して、建築物の更新ができる措置を導入
歴史的たたずまいを継承した更新等を可能とするため、防災性能について、具体の仕様を実証実験し、基準化することを検討中
全国一律の規制(準防火地域等)にかえて、地方公共団体が条例により、地域の状況に応じた防火基準を適用
京都市で平成14年10月に条例制定
建築基準法上の建ぺい率、道路斜線等の規制について、緩和メニューを導入

屋外広告物規制の見直し

違反の広告旗や直接塗装の立看板について、即時撤去が可能となるよう、手続きを簡略化(構造改革特区として導入)

電線類の地中化の推進

平成16年度から策定予定の新たな「電線類地中化計画」について、以下の推進方策を検討

- ・更なる簡便でコスト縮減が可能な地中化方式(浅層埋設方式、バリアフリー化工事との一体施工等)
 - ・非幹線道路を中心とした新たな整備手法等のあり方(柱状型トランス等)
- 等

街並みを大きく改変するおそれのある未整備都市計画道路の見直し

各都市の都市計画道路網を検証し、長期未整備の都市計画道路の見直しを促進

京都市等において一部見直し済み。犬山市等において都市計画の見直しに向けて作業中

安全な歩行者空間確保のための施策の推進

歩行者・自転車を優先した安全・快適な道路空間の実現のため、新たに「暮らしのみちゾーン」
として、意欲的な地区の取組を支援

島根県津和野町等において平成 15 年度に実施

地域活性化のための既存ストックの活用

従来新築を対象としていたモデル住宅の整備費補助について、改修、移転等の場合も対象とするよう措置

商店街の空き店舗において、保育施設や高齢者向けの交流施設等への活用のための改装費等の補助を実施

地域交流センター等の整備にあたり、新築のみでなく、改修等による場合もまちづくりに係る統合補助金の補助対象となることを明確化

2. 公共空間の多目的利用（略）

3. 交通結節点の整備（略）

（ 3 ） その他の都市再生活動を担い支える条件の整備等（略）

1. NPOの活用（略）

2. マンション再生協議会（略）